

岩手県告示第356号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの住所の変更について次のとおり届出があった。

平成24年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	住 所		変更年月日
	変更前	変更後	
社会福祉法人平成会	一関市萩荘字駒下1番地19	一関市幸町8番6号	平成23年9月15日